

# 横須賀市報

第1798号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

<b>規 則</b>	
◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正……	14639
<b>告 示</b>	
◇地縁による団体の告示事項の変更について……	14640
◇武山コミュニティセンターの一部の供用の休止について……	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について……	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……	14641
◇除却広告物等の保管について……	〃
◇放置自転車等の移動について……	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……	14642
<b>公 告</b>	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……	〃
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達……	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……	14643
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……	〃
◇都市公園の名称の変更について……	〃
◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公聴会の開催について……	〃
◇港湾法に基づく公聴会の開催について……	〃
◇農用地利用集積計画について……	〃
<b>上下水道局告示</b>	
◇指定代理納付者の指定について……	14644
◇指定下水道工事店の代表者の変更について……	〃
<b>上下水道局公告</b>	
◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について……	〃
<b>教育委員会告示</b>	
◇社会教育施設の供用の再開について……	〃
◇教育委員会定例会の招集について……	〃

## 規 則

**横須賀市規則第65号**  
許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和2年8月25日

横須賀市長 上地 克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7項の表子ども育成総務課の項中

青少年の家（田浦青少年自然の家を除く。）の使用の取消許可	同条例第17条	即日	を
------------------------------	---------	----	---

青少年の家（田浦青少年自然の家を除く。）の使用の取消許可	同条例第17条	即日	
------------------------------	---------	----	--

公設放課後児童クラブの使用許可	横須賀市放課後児童クラブ設置条例（平成30年横須賀市条例第82号）第7条	15日	に
公設放課後児童クラブの使用料の減免の承認	同条例第9条第1項	15日	

改め、同表幼保児童施設課の項中

児童福祉施設の廃止又は休止の承認	同法第35条第12項	90日	を
------------------	------------	-----	---

児童福祉施設の廃止又は休止の承認	同法第35条第12項	90日	
------------------	------------	-----	--

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項	90日	
-------------------------	--	-----	--

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（連携施設に限る。）の認定	同法第3条第3項	90日	に
-----------------------------------	----------	-----	---

幼保連携型認定こども園の設置認可	同法第17条第1項	90日	
------------------	-----------	-----	--

特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項	30日	
--------------	--------------------------------	-----	--

特定教育・保育施設の確認の変更	同法第32条第1項	30日	
-----------------	-----------	-----	--

特定地域型保育事業者の確認	同法第43条第1項	30日	
---------------	-----------	-----	--

特定地域型保育事業者の確認の変更	同法第44条第1項	30日	
------------------	-----------	-----	--

改める。

別表第9項の表環境管理課の項中

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項	8日	を
--	----------------------------	----	---

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項	8日	に
--	----------------------------	----	---

土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の基準適合の確認	同法第12条第1項第1号	30日	
-------------------------------	--------------	-----	--

改める。

別表第12項の表都市計画課の項中

測量成果の複製承認	測量法（昭和24年法律第188号）第43条	10日	を
-----------	-----------------------	-----	---

測量成果の複製承認	測量法（昭和24年法律第188号）第43条	10日	に
測量成果の使用承認	同法第44条第1項	10日	

改め、同表建築指導課の項中

同法第86条第3項	60日	を	同法第86条第3項	90日	に、
同法第86条第4項	60日		同法第86条第4項	90日	

同法第86条の2第2項	60日	を	同法第86条の2第2項	90日	に改
同法第86条の2第3項	60日		同法第86条の2第3項	90日	

める。

別表第15項の表予防課の項中

特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認（新基準適合期限延長）	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）附則第7項	7日	を
準特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認（新基準適合期限延長）	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）附則第7項	7日	
特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認（浮き屋根新基準適合期限延長）	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）附則第3条第1項	7日	

休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長の承認（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の2第2項	7日	に
---	--	----	---

休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長の承認（地下埋設配管）	同規則第62条の5の3第2項	7日
--------------------------------------	----------------	----

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 横須賀市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
追浜本町一丁目町内会	澄川 貞 介 横須賀市追浜本町1丁目104番地	加藤 和 夫 横須賀市追浜本町1丁目94番地

## 横須賀市告示第148号

武山コミュニティセンターは、改修工事のため、次のとおり施設の一部の供用を休止します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

休止する期間及び施設

- 令和2年10月1日から同月31日まで 会議室C、音楽室、図書室及び学習室
- 令和2年10月1日から同年11月30日まで 会議室A及び会議室B
- 令和2年11月1日から同月30日まで 和室及び調理実習室

## 横須賀市告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年8月1日	株式会社 ヒルック	横須賀市佐原1丁目11番4号	訪問介護	横須賀市佐原一丁目11番4号 株式会社ヒルック 代表取締役 岡 見 元 義

## 横須賀市告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年7月31日	ニチイケアセンター 横須賀	横須賀市船越町1丁目56番地廣瀬ビル1階101号室	居宅介護支援	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介
同	ニチイケアセンター 湘南山手	横須賀市吉井4丁目20番10号	居宅介護支援	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介

同	ニチイケアセンター 横須賀佐原	横須賀市佐原1丁目4番 20号	居宅介護支援	東京都千代田区神田駿河台二丁目9 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介
---	--------------------	--------------------	--------	--

横須賀市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 8月1日	ホームヘルプ青い鳥	横須賀市追浜東町3丁目 64番地ハイツ丸山2階	居宅介護	横須賀市追浜東町3丁目64番地 株式会社やまのわ 代表取締役 山 名 伸 枝
同	ホームヘルプ青い鳥	横須賀市追浜東町3丁目 64番地ハイツ丸山2階	重度訪問介護	横須賀市追浜東町3丁目64番地 株式会社やまのわ 代表取締役 山 名 伸 枝
同	やさしい手 横須賀 訪問介護事業所	横須賀市日の出町1丁目 7番地	重度訪問介護	東京都目黒区大橋二丁目24番3号 株式会社やさしい手 代表取締役 香 取 幹

横須賀市告示第152号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	13	吉倉町1丁目、汐入町1丁目、米が浜通1丁目及び西浦賀1丁目・4丁目地内	令和2年7月1日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	池上5丁目地内		

- 2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
  - (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
  - (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第153号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和2年7月1日から 同月31日まで	台 61	台 11	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	6	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	2	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	33	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	11	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	5	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	10	0	汐入町4丁目、小川町、佐野町1丁目、公郷町1丁目、池上2丁目、浦賀1丁目、内川2丁目及び林1丁目地内の道路	同
同	1	0	県立大学駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	0	1	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1台につき1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第154号

道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年8月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,986	旧	長沢3丁目1925番の7地先から 長沢3丁目1929番の5地先まで		メートル 2.0～3.1	メートル 28.6
	新	長沢3丁目1925番の2地先から 長沢3丁目1929番の5地先まで		2.9～4.0	28.6

公 告

横須賀市公告第135号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年度	科 目	備 考
令和2年度	介護保険料 納入通知書	7月分の納期限は、令和2年 8月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第136号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達がで

きないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和2年度	介護保険料額決定通知書 兼特別徴収開始通知書	令和2年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第137号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	4月分	令和2年6月30日

(別紙略)

横須賀市公告第138号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料決定通知書	6月分及び7月分の納期限は、令和2年8月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第139号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和2年度		減額分 7月分の納期限は、令和2年8月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第140号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和元年度	国民健康保険料	3月分	令和2年4月30日
令和2年度		4月分	令和2年5月29日
		5月分	令和2年6月30日

(別紙略)

横須賀市公告第141号 (令和2年8月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和2年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第142号

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の名称を変更します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称		位置(代表地番)
変 更 後	変 更 前	
久里浜1丁目公園	くりはまみんなの公園	横須賀市久里浜1丁目381番4

横須賀市公告第143号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第9条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称
  - 種類 横須賀都市計画公園
  - 名称 2・2・159号神明公園
- 都市計画の変更を行おうとする土地の区域  
神明町地内
- 都市計画1次案の概要  
公園配置等の計画の見直しを行い、都市計画公園3・3・13号神明公園の区域を一部除外する区域変更を行うとともに、2・2・159号神明公園に名称変更するものです。
- 都市計画1次案の閲覧期間及び場所
  - 期間 令和2年9月11日から同月25日まで
  - 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
  - 場所 横須賀市都市部都市計画課
- 公聴会開催の日時及び場所
  - 日時 令和2年10月7日(水)午後7時
  - 場所 横須賀市久里浜6丁目14番2号  
久里浜コミュニティセンター集会室
- 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先
  - 提出期限 令和2年9月25日(金)
  - 提出先 横須賀市都市部都市計画課
- 公聴会開催の中止  
公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止します。

横須賀市公告第144号 (令和2年8月25日 掲 示 済)

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、横須賀港港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり行います。

令和2年8月25日

横須賀港港湾管理者 横須賀市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

- 公聴会を行う日時 令和2年9月14日午後2時
  - 公聴会を行う場所 横須賀市役所正庁
  - 変更しようとする地域 別図のとおり
- (別図略)

横須賀市公告第145号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明  
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島3丁目1187番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目16番5号  
長谷川 徹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢1丁目8番18号  
堀 越 真 弓  
横須賀市長沢1丁目8番18号  
堀 越 正 明

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井5丁目2348番及び2403番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目21番23号  
原 田 隆 道
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目21番16号  
原 田 レツ子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷77番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目21番23号  
原 田 隆 道
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷85番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷170番地  
村 瀬 好 彦
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2155番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井2丁目5番39号  
肥 田 ナヲ子

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山 崎 充 代

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市秋谷5370番イの1及び秋谷5370番ロ
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦郡葉山町堀内1148番地  
岩 田 勇 人
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷5472番地  
新 倉 昌 子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、上下水道局会計規程(昭和28年水道企業管理規程第2号)第44条の2の規定により告示します。

令和2年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称  
東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
富士見配水タンク跡地売払いの入札に係る入札保証金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和2年9月3日から同年11月20日まで

横須賀市上下水道局告示第29号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店有限会社一由設備は、次のとおり代表者を変更しました。

令和2年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 284	有限会社一由設備	伊 東 利 之	小豆澤 一	横浜市南区井土ヶ谷上町21番11号

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第3号 (令和2年8月25日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。

令和2年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

(次のとおりは略)

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第18号 (令和2年7月31日) 掲 示 済

次に掲げる施設は、令和2年8月1日から供用を再開します。  
令和2年7月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 横須賀市立中央図書館
- 2 横須賀市生涯学習センター

横須賀市教育委員会告示第19号 (令和2年8月3日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和2年8月3日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年8月6日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所第3委員会室
- 3 会議に付議すべき事項

- (1) 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について
- (2) 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
- (3) 令和3年度使用高等学校教科用図書の採択について
- (4) 令和3年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について